

相続ハンドブック



あいりん 行政書士法人

横浜市神奈川区鶴屋町2-12-1カリオカビル6F

無料電話相談 ☎ **0120-337-342**

[営業時間] 平日土曜 9:00~19:00 (日曜祝日は要予約)

<https://souzoku-yokohama.net>

葬儀後にあなたがやらなければいけないこと

スケジュール

—なにを? いつまでに? どこに提出したらいい?

大切な方がお亡くなりになった後にやらなければいけない手続きや届け出は意外と多いもの。どの手続きがいつまでに必要かを確認し、スケジュールを把握しましょう。

ご逝去後 **14日以内**

- ・死亡届の提出
- ・お香典の整理を済ませておく
- ・本位牌、お仏壇、お墓の用意
- ・死亡退職届、給料の受取、退職金
- ・生命保険、入院保険
- ・遺品整理の依頼、公共料金などの解約

- ※
- ・クレジットカードの解約
 - ・スマートフォンやインターネットの解約
 - ・水道光熱費の精算、引落とし変更
 - ・会員証などの廃棄

まずは電話で問い合わせ!

- ・年金手続き
「ねんきんダイヤル」0570-05-1165

- ・未支給年金請求の届出

区役所・市役所での手続き

- ・世帯主変更届の提出
- ・健康保険証、後期高齢者医療証の返却
- お忘れではありませんか?
・葬祭費、埋葬費の支給申請

3ヶ月以内

- 第一段階 書類収集と書類作成
- ・戸籍収集(その他、印鑑証明書や住民票なども)
 - ・相続関係説明図の作成
 - ・法定相続情報一覧図の作成と登録
 - ・相続財産目録の作成
(預貯金や金融商品有無の調査、株式調査)
 - ・遺産分割協議書作成
(分割方針の確定、話し合い、ご実印押印)
 - ・不動産調査
(権利関係や法的瑕疵の有無、持分や私道の有無)
 - ・不動産関連帳票取得
(登記事項証明書、名寄帳、公図、評価証明書など)

- 第二段階 作成した書類を元に実際に手続
- ・抵当権抹消
 - ・不動産の名義変更
 - ・自筆証書遺言の検認
 - ・遺言執行者選任の申立
 - ・相続放棄
 - ・法定後見の申立
 - ・会社役員の死亡登記
 - ・不動産の査定・売却
 - ・銀行・証券口座の凍結と解約
 - ・残高証明書取得
 - ・車の名義変更

4ヶ月以内

- ・不動産査定

- ・所得税の準確定申告

お近くの税務署にお電話して、ガイダンスの後に「1」番のボタンを押し、準確定申告についてお問合せ下さい。

所得税の準確定申告が必要になる方

- ・事業所得や不動産所得がある場合
- ・給与収入が2,000万円を超えた場合
- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える場合

10ヶ月以内

- ・不動産の売却

- ・相続税申告

被相続人(死亡した人)の死亡を知った日から**10ヶ月以内**に相続税を納めないと、**追徴課税される場合があります。**

あなたの相続税控除額

$$3000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{○人})$$

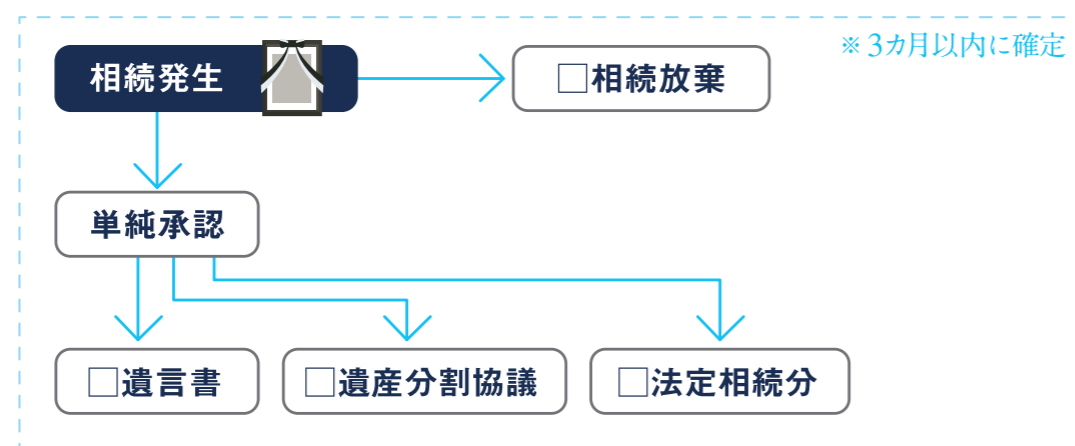
相続税の控除額 円

※注意 最終的な相続税の有無は必ず税務署にご確認ください

戸籍収集による相続人調査

難易度 ★★☆☆☆

- 相続方法にチェックしましょう。



- 相続人を確定しながら戸籍を取得します。

今回の相続人をチェックしましょう。

- 配偶者(1/2)+子(1/2) / 子のみ
- 配偶者(2/3)+親(1/3) / 親のみ
- 配偶者(3/4)+兄弟(1/4) / 兄弟のみ

- 亡くなった方の戸籍を出生まで遡る必要があります。

相続人を確定するためです。離婚、養子縁組、出産等の有無を証明します。

- 戸籍謄本だけを取得するわけではありません。

除籍謄本や改製原戸籍など取得すべき戸籍類はその人によります。

最低限5~10枚は取得するケースが多いです。



不動産調査

難易度 ★★★★★

- 戸建てなのかマンションなのかによって調査内容は変わります。

例えば一戸建て住宅の場合は境界線の確認がとても重視されますが、マンションやアパートなどの集合住宅などの場合はあまり重視されません。一方でマンションは管理の実態が把握しづらいため規約や管理会社などの確認が入念に行われます。

取得する書類

- ・登記簿謄本(登記事項証明書)
- ・地積測量図(土地の測量図)
- ・公図(土地の図面)
- ・不動産購入時の契約書
- ・不動産取得時の登記済み権利証

調査する権利

- ・差し押さえ、仮登記、抵当権、地上権、賃借権などの登記
- ・共有持分の有無
- ・集会場やポンプ室、ごみ置き場の有無
- ・隣接不動産の有無

死亡保険金の受取について

難易度 ★☆☆☆☆

- 相続財産となる死亡保険金について「契約者」が「被保険者」としているケースで、その死亡保険金は相続税が課税される可能性があります。

ケース	契約書	被保険者	受取人	税金の種類
契約者と被保険者が同じ	甲	甲	乙	相続税
契約者と受取人が同じ	甲	乙	甲	所得税
契約者と被保険者が異なる	甲	乙	丙	贈与税

- 死亡保険金の非課税金額

500万円 × 相続人 ○ 人 =

非課税金額 円

法定相続情報一覧図

難易度 ★★★★★

□ 法定相続情報一覧図とは

亡くなった被相続人の相続関係を1通の用紙に記載したものです。
法務局で認証を受ければ公的な証明として相続手続きで使うことができます。

□ 法定相続情報一覧図が使える手続き

不動産の名義変更、銀行解約、車の名義変更など

□ 法定相続情報一覧図を作るメリット

- ・相続手続きを楽に、スムーズにします。
- ・役所での費用負担を抑えることができます。

① 戸籍と申立書を留意して
必要事項を記載する

法定相続情報一覧図の保管
および受付の申出書

必要戸籍のすべて

② 1週間ほどで完成
法務局に行き窓口で申請、

被相続人法務太郎法定相続情報

法務太郎 (被相続人)
住所: ○県○市○区○町○番地
出生: 昭和○年○月○日
死亡: 平成○年○月○日

相続人
法務太郎 (長男)
住所: ○県○市○区○町○番地
出生: 昭和○年○月○日

法務花子 (長女)
住所: ○県○市○区○町○番地
出生: 昭和○年○月○日

法務花子 (妻)
住所: ○県○市○区○町○番地
出生: 昭和○年○月○日

法務太郎 (長男)
住所: ○県○市○区○町○番地
出生: 昭和○年○月○日

法務太郎 (長女)
住所: ○県○市○区○町○番地
出生: 昭和○年○月○日

法務太郎 (妻)
住所: ○県○市○区○町○番地
出生: 昭和○年○月○日

作成日: ○年○月○日
作成者: ○○士 ○○ ○○ 印
(事務用 ○県○市○区○町○番地)

法定相続情報一覧図の発行は、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日本身が認証文、一筆の宛先の宛先、登記簿名簿、登記簿、注釈事項が印字される。

これは、平成○年○月○日に申出があった当該相続関係に関する法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日
○法務局○出張所 登記官 ○○ ○○ 印

注) 本書面は、提出された戸籍簿本等の記載に基づくものである。相続放棄の届出は、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S 0 0 0 0 0 1 / 1

遺産分割協議書の作成

難易度 ★★★★★

□ 遺産分割協議書2つのポイント

- ①遺産分割協議書の作成は専門家に依頼することをおすすめします。
- ②専門家が遺産分割協議書を作成することで、客観性が保てるため相続人間で疑念が生じにくくなります。

□ 遺産分割協議書を作成していないと起こる問題

- ・他の相続人等の第三者に自分の遺産を処分される可能性がある
- ・遺産分割前に共有者の一人に保存行為をされる恐れがある
- ・相続税の控除が受けられない可能性がある

遺産分割協議書

被相続人 ○○ (氏名)
最後の住所地 ○○ (住所)

の遺産について、個人間の協議において分割協議を行った結果、次のとおり決定した。

第1条 相続財産中、以下の遺産については、相続人たる ○○ (氏名) が相続する。

○銀行 共同口座
○生命保険 ○○ (保険番号)
○定期預金 ○○ (口座番号)

○株式会社 ○○ (株主)
○株式 ○○ (株数) 1,000株

○不動産 ○○ (住所)
○共有 共同所有 1,000口

第2条 相続人 ○○ (氏名) が第1条記載の遺産を管理する代償として、以下のとおり各相続人へ代償金を支払う。

○代償金 50万円 ○○ (氏名) 50万円

第3条 相続財産中、次の手続については、受贈協議し相続人全員で合意するため、受贈を拒否する ○○ (氏名) の名義とする。

当社に作成をお任せいただければ協議案のコンサルティングからオリジナルカバーをお付けしてお渡し致します。



相続で集めるべき書類

難易度 ★★★★★

必要書類	作成者
<input type="checkbox"/> 被相続人の出生から死亡まで戸籍	役所または行政センター
<input type="checkbox"/> 被相続人の住民票の除票	役所または行政センター
<input type="checkbox"/> 相続人の現在戸籍	役所または行政センター
<input type="checkbox"/> 各相続人の印鑑証明書	役所または行政センター
<input type="checkbox"/> 不動産を取得する方の住民票	役所または行政センター
<input type="checkbox"/> 評価証明書	税務課
<input type="checkbox"/> 固定資産税納税通知	税務課
<input type="checkbox"/> 名寄帳	税務課
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書	ご自身もしくは専門家
<input type="checkbox"/> 相続関係説明図	ご自身もしくは専門家
<input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図	法務局
<input type="checkbox"/> 上申書	ご自身もしくは専門家
<input type="checkbox"/> 相続人様の免許証のコピー	コピー
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	法務局
<input type="checkbox"/> 登記のご委任状	専門家
<input type="checkbox"/> 登記済権利証	法務局
<input type="checkbox"/> 購入時の契約書	不動産会社
<input type="checkbox"/> 公図、測量図	法務局

相続で集めるべき書類

不動産の名義変更はハードルが高い？

難易度 ★★★★★

一般の方でもご自身で手続きされる方が増えてきました。そうは言ってもまだまだハードルが高いのが現状です。

どのような手続が必要なのか、下記をご覧ください。



不動産の登記申請

不動産の名義変更が義務化!?! 罰則に注意!

- 相続による不動産の名義変更が義務化されます。土地の所有者不明問題を受けていよいよ法律改正が迫ってきました。ご葬儀をきっかけに是非相続手続きをお任せください。

注意 ～民法及び不動産登記法改正の概要～

- ・法改正により今後相続登記が義務化される
- ・怠ると10万円以下の過料の可能性
- ・令和6年4月1日より開始(施行)
- ・過去の相続も義務化の対象(遡及適用)
- ・氏名や住所の変更登記も今後義務化される

遺品整理について

- 遺品を整理している間は、ほんの一時の寂しさを感じるでしょうが、故人の私物を丁寧に仕分け、片付けていくことで、気持ちの整理につながります。
- 悪質な遺品整理業者選びの注意点 ※お気を付けてください。
 - ① 突然やってくる業者
 - ② 買取価格が極端に安い業者
 - ③ 立ち合いなしに作業をしたがる業者
 - ④ 軽トラックで巡回している業者
 - ⑤ 代金の前払いをしてくる業者
 - ⑥ 見積り書を用意しない業者
- 遺品整理会社1社で即決してはいけません。3社のお見積りを取得していただき、料金の比較や対応の違いを観察してください。相場を知ることで遺品整理が高いのか安いのかの判断ができます。
- 信頼できる遺品整理業者をご紹介します。



モデルケース

不動産と銀行解約の手続のケース

無料相談をさせて頂き、その場でお見積り致します。

